

---

プロジェクト **財務諸表における気候関連リスク**

項目 **2023 年 7 月開催 ASAF 会議対応**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、2023 年 7 月 10 日及び 11 日に開催される予定の、会計基準アドバイザー・フォーラム（以下「ASAF」という。）において議題となっている「財務諸表における気候関連リスク」（以下「本プロジェクト」という。）のセッションに関して、ASBJ の発言の方向性を検討することを目的としている。

## アジェンダ・ペーパーの概要

### セッションの目的 （スライド 2）

2. 本セッションの目的は以下のとおりである。
  - (1) 本プロジェクトの背景情報を提供する。
  - (2) 財務諸表における気候関連リスクに関する利害関係者の懸念についてのメンバーからのフィードバックを得る。

### 背景 （スライド 3-7）

#### （本プロジェクトの起源） （スライド 4）

3. 利害関係者（特に、財務諸表の利用者）は、気候関連リスクが財務諸表に与える影響にますます関心を示している。しかし、次の疑問及び懸念がある。
  - (1) IFRS 会計基準が気候関連リスクを明示的に言及していないことへの疑問
  - (2) 気候関連リスクに対する IFRS 会計基準の適用に一貫性がない可能性があること、及び、財務諸表における気候関連リスクの情報が不十分である可能性があることに対する懸念
4. 次の教育資料が公表されており、企業が気候関連のリスクの影響を財務諸表において検討することを、IFRS 会計基準は既にどのように要求しているかを説明している。

- (1) 教育資料「気候関連の事項が財務諸表に与える影響」(2020年11月)
- (2) 記事「IFRS基準と気候関連の開示」(2019年11月)
5. 第3次アジェンダ協議において、回答者は、財務諸表における気候関連のリスクに高い優先度を付与した。
6. IASBは、本件に関する狭い範囲の維持管理プロジェクトをアジェンダに追加した。

**(本プロジェクトの目的及び焦点)** (スライド5)

7. 本プロジェクトの目的及び焦点は次のとおりである。
  - (1) 財務諸表は気候関連のリスクをより良く伝達できるかどうか、及び、どのようにするかを検討する。
  - (2) 財務諸表における気候関連リスクについての利害関係者の懸念の性質及び原因を検討する。
  - (3) (もし、あれば) 考えられる対応方針を検討する。
8. このプロジェクトは、次のことを求めない。
  - (1) 気候変動リスクに関する会計基準、又は、会計基準適用時に気候変動リスクの影響を考慮する方法に関する広範な適用指針の開発
  - (2) 財務諸表の目的の拡大、又は、資産及び負債の定義の変更
  - (3) 排出物価格設定メカニズムに関する会計基準の開発

**(本プロジェクトとISSBの作業との関連)** (スライド6)

9. 本プロジェクトとISSBの作業は、相互に補完し合って、投資家が一般目的財務報告の異なる部分に含まれている情報を結合(connect)することに資する。
10. サステナビリティ関連の財務開示は、企業の活動並びに企業の資産及び負債から発生するサステナビリティ関連のリスク及び機会を説明する。これらの開示は、その後で財務諸表に反映されることになる事項に関する早期警戒を提供する場合もある。例えば、企業のネット・ゼロの公約は、時を経て、財務諸表において負債が報告される結果となる可能性がある。

11. IASB は、サステナビリティ関連の開示に関する安定した一連の決定を行っており、これらをこのプロジェクトに反映することができる。

**(暫定的なプロジェクト計画)** (スライド7)

12. 暫定的なプロジェクト計画は次のとおりである。

時期	行動
2023年3月	プロジェクトを開始
2023年5月から7月	IASB スタッフは、利害関係者からのフィードバックを収集する
2023年後半	IASB は、収集した証拠を議論し、今後の方向を決定する
未定	次のステップ

**本セッションにおいて要求されるフィードバック** (スライド8-15)

**(ASAF メンバーへの質問)** (スライド9-10)

13. ASAF メンバーへの質問は次のとおりである。(スライド9-10)

テーマ	質問内容
1 懸念の性質	(1) 財務諸表における気候関連リスクの報告について、貴方はどのような懸念を持っているか。懸念の性質についてはスライド11(本資料第14項)を参照。 (2) その問題は貴方の領域においてどの程度普及しているか。
2 懸念の原因	質問1で識別した懸念の原因は何か? 考えられる懸念の原因についてはスライド12-13(本資料第15項)を参照。
3 対応方針	(1) IASB はこれらの懸念にどのように対処すべきか? 考えられる対応方針についてはスライド14(本資料第16項)を参照。 (2) 便益はこれらの行動のコストを上回ると思うか。
4 プロジェクトの範囲	IASB は本プロジェクトの範囲を拡大して、次の項目を含めるべきか? ● 気候に関連したリスクに加えて(その他の)リスク ● リスクに加えて機会(opportunities)も 範囲の拡大の検討についてはスライド15(本資料第17項)を参照。

**(考えられる懸念の性質)** (スライド11)

14. 考えられる懸念の性質は次のとおりである。

- (1) 財務諸表の情報は、気候関連のリスクについて他の箇所で開示されている情報と整合していないように見える。

財務諸表における認識、測定及び開示は、企業の他の開示と照合できない。

- (2) 気候関連リスクが財務諸表にどのように反映されているかについての情報は、次の点で不十分である。

- ① 使用されている見積り、仮定及び判断

- ② 財務諸表に認識された金額に対する気候関連リスク単独での影響

#### **(考えられる懸念の原因)** (スライド 12-13)

15. 考えられる懸念の原因は次のとおりである。

- (1) 会計基準における要求事項が不明確である

企業が財務諸表を作成するときに、財務諸表作成時に気候変動リスクの影響を考慮する必要があるかどうか、また、どのように考慮すべきかについて、要求事項が十分に明確でない可能性がある。

- (2) 要求事項が遵守されていない

企業は、IFRS 会計基準を適用する際に、次の理由により、気候関連リスクを（適切に）考慮していない可能性がある。

- 要求事項に対する認識不足
- 要求事項に対する誤った理解
- コストや複雑さ（例えば、重要性の判断を含む判断が困難であったり、情報が入手できなかつたりする。）
- その他の理由

- (3) IFRS 会計基準の限界

資産及び負債の測定及び認識するとき、並びに、関連性のある情報の開示を要求するときに、要求事項は、気候変動リスクを禁止している、あるいは、捕捉していないように見える。

- (4) 利用者のニーズは財務諸表の目的を超えている

気候変動リスクに関する情報ニーズのいくつかは、財務諸表の目的を超えており、サステナビリティ開示基準でより適切に対応できる可能性がある。

**(考えられる対応方針)** (スライド 14)

16. 考えられる対応方針は次のとおりである。

企業が気候関連リスクを適切に考慮することに役立てるために、IASB は次のことを検討できる。

- IASB 会計基準の考えられる軽微な修正
- 限定的な新たな適用指針
- 新たな設例
- 教育資料

**(プロジェクトの範囲の拡大)** (スライド 15)

17. IASB スタッフの当初の考え方

IASB は、プロジェクトの範囲を拡大して、次の項目を含めることを検討できる。

- 気候に関連したリスクに加えて（その他の）リスクも
- リスクに加えて機会（opportunities）も

18. 今後検討すべき論点は、次のとおりである。

(1) 次のことを行っている ISSB との整合性

- 機会もリスクも反映している。
- 気候変動に関連するリスク及び機会の財務的影響を、他のサステナビリティに関連するリスク及び機会の財務的影響から分離することが常に可能であるわけではないことを認めている。

(2) 財務諸表における気候変動リスクの報告を改善するための解決策のいくつかは、他の長期的なリスクにも適用できるかもしれない。

## ASBJの気付事項

19. ASBJの気付事項は次のとおりである。ASAF会議では、これらを踏まえて発言することが考えられる。
20. 基準開発においては利用者の情報ニーズから出発することに異論はないが、情報ニーズを満たす情報のすべてを財務諸表に含めることにならないことに留意する必要がある。これまで指摘してきたように、IASBはどのような情報を財務諸表に含めるべきであり、どのような情報を財務諸表外に含めるべきであるかについて必ずしも明確にしてきておらず、本プロジェクトにおいてもこの点が問題になると考えられる。
21. 財務諸表とサステナビリティ開示の基本的な性質の観点から考えると、財務諸表は基本的に過去の情報をベースとして現在の情報を提供するものである一方、サステナビリティ開示は基本的に現在の情報をベースとして将来に関する予測的な情報を提供するものと考えられる。この基本的な性質の違いを踏まえると、コネクティビティで検討すべき領域は限定的であると考えている。具体的には、コネクティビティで検討すべき領域は、財務諸表で認識されている資産及び負債の測定において将来キャッシュ・フローの見積りを伴う領域に限定されると考えている（例：減損、引当金、税効果）。
22. 現行のIFRS会計基準では、一部の資産及び負債の測定において、企業の観点から将来キャッシュ・フローを見積ることを要求している。この場合には、将来キャッシュ・フローの見積りがサステナビリティ開示と整合的であるべきと考えられる。
23. このように、サステナビリティ開示は、財務諸表に認識されている資産及び負債という制約がなく将来のリスク及び機会を評価しているのに対して、財務諸表は財務諸表に認識されている資産及び負債に関連するものに限定されるので、このような両者の範囲の違いを踏まえる必要がある。この違いは完全になくすことはできないため、「期待ギャップ」を減じるような説明をしていくことが重要であると考えられる。
24. また、現状のIFRS会計基準では、将来キャッシュ・フローの見積りに関して、見積りの不確実性への対応として、一部、見積り項目に対する制約を設けている場合がある。例えば、IASBが例として説明している、IAS36号「資産の減損」第44項（b）の将来キャッシュ・フローの見積りには、資産の性能の改善又は拡張か

ら発生すると見込まれる見積将来キャッシュ・インフロー又はアウトフローを含めてはならないとしている。この取扱いは、企業がネット・ゼロの実現に向け資産の性能の改善を予定している場合に、当該影響を反映することを禁止しているように見えるといった意見が聞かれている。このため、コネクティビティの観点から、このような見積り項目に対する制約が必要かどうか検討することが考えられる。

25. さらに、開示に関して聞かれている懸念への対応を検討するにあたっても、現在の資産及び負債の測定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りや、仮定及び判断に関する開示にフォーカスすることが適切であると考ええる。
26. ISSB では、企業が IFRS サステナビリティ開示基準を適用する際に行う判断、仮定、及び見積りを開示することを求めており、当該財務データ及び仮定と財務諸表を作成する際に用いた財務データ及び仮定との間の重大な（significant）相違について情報を開示することを求めている。前項の考え方から、当該取扱いに同意する。

#### **ディスカッション・ポイント**

本資料の説明及び ASBJ の気付事項について、ご意見やご質問があれば伺いたい。

以 上

(別紙) IASB が興味を持っているフィードバックのタイプの例

(資産の減損) (スライド 17)

<p><b>懸念の性質</b></p>	<p>財務諸表の情報と他の情報が不整合          企業はネット・ゼロの公約を行っているのに、それらの公約の結果として資産の価値を減損していない。</p>
---------------------	--

<p><b>懸念の原因</b></p>	<p><b>対応方針</b></p>
<p><b>IFRS 会計基準の限界</b>            IAS 第 36 号「資産の減損」では、キャッシュ・フロー予測は最大 5 年間の最新の予算／予測に基づくことが要求されている。ただし、キャッシュ・フローの予測が信頼できると経営者が確信し、過去の経験に基づき、より長い期間にわたってキャッシュ・フローを正確に予測する能力を証明できる場合は、この限りではない。</p>	<p><b>会計基準の軽微な修正</b>            IASB は次のことを検討することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IAS 第 36 号におけるキャッシュ・フロー予測の対象期間を最長 5 年とする制限を撤廃する。</li> <li>● IAS 第 36 号第 35 項を修正し、5 年を超える期間について財務予算・予測の将来キャッシュ・フローを使用するという免除を適用しやすくする。</li> </ul> <p>この対応方針で考えられるコストには次のものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 判断がより困難になること</li> <li>● キャッシュ・フロー予測に反映される情報の合理性や裏付けが低くなるリスク</li> </ul>

(負債の認識) (スライド 18)

<p><b>懸念の性質</b></p>	<p>財務諸表の情報と他の情報が不整合 企業はネット・ゼロの公約を行っているのに、それらの公約の結果として負債を認識していないかもしれない。</p>
---------------------	--

<p><b>懸念の原因</b></p>	<p><b>対応方針</b></p>
<p>会計基準における要求事項が不明確である</p>	<p><b>新たな設例</b> プロジェクト「引当金 ― 的を絞った改善」では、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の的を絞った修正の可能性を検討している。IASB は、将来の温室効果ガス排出量を相殺することを約束しただけでは、それ自体が企業の現在の義務を生じさせるものではなく、したがって、企業が相殺を約束したガスを排出するまで引当金を認識しないことを明確にするために、ネット・ゼロの公約に関する設例の追加を検討することができる。</p> <p><b>この対応方針で考えられるコスト</b> 利害関係者は負債の定義を広げることを望むかもしれないが、それは「引当金 ― 的を絞った改善」プロジェクト及び本プロジェクトの範囲外である。</p>
<p>利用者のニーズは財務諸表の目的を超えている</p>	<p><b>教育資料</b> IASB は、財務諸表の目的、負債の定義の理由、財務諸表とサステナビリティ関連の財務開示を一緒に分析することの重要性を説明する教育資料を公表することを検討できる。</p> <p><b>この対応方針で考えられるコスト</b> 利害関係者は財務諸表の目的を変更することを望むかもしれないが、それはこのプロジェクトの範囲外である。</p>

(仮定及び推定の不確実性の発生原因の開示) (スライド 19)

<p><b>懸念の性質</b></p>	<p>気候関連のリスクがどのように財務諸表に反映されているかに関する情報が不十分である。</p>
---------------------	--

<p><b>懸念の原因</b></p>	<p><b>対応方針</b></p>
<p>IFRS 会計基準の限界／要求事項が不明確である／要求事項が遵守されていない(と受け取られている)</p> <p>IAS 第 1 号「財務諸表の表示」では、企業は、将来についての仮定及びその他の見積りの不確実性の発生要因が、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正をもたらすという重大なリスクを有する場合、それらを開示することが求められている (IAS 第 1 号 125 項)。</p> <p>同項は、その他の仮定や見積りの不確実性の発生要因の開示を禁止していると受け取られている可能性がある。</p>	<p><b>会計基準の軽微な修正</b></p> <p>IASB は、IAS 第 1 号 125 項から「翌事業年度」への言及を削除することにより、企業が現在開示しているよりも多くの気候関連リスクに関する情報を開示し、利用者が入手できる情報を改善することができるかどうかを検討できる。</p> <p><b>この対応方針で考えられるコスト</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● このような修正により、広範なリスクに関する大量の将来予測情報が開示される可能性があるのではないか。</li> <li>● サステナビリティ開示基準の修正を検討する。</li> </ul> <p><b>会計基準の軽微な修正</b></p> <p>IASB は、特定の会計基準に対して仮定を開示する要件を追加することができる。</p> <p><b>この対応方針で考えられるコスト</b></p> <p>実施にコストがかかるのではないか？</p>

以 上